

分配国民所得の改訂

(所得部会資料 No.5-1)

目次

1. 国民所得(35暦年)改訂案について
2. 農業自家加工分の推計について
3. 個人業主所得のうち水産業の検討
4. 財産所得(借貸料, 利子所得等関連)
5. 法人所得

1. 国民所得（35 歴年）改訂案について。

(100万円)

35 歴年			
	現 行 A	改 訂 B	B - A
勤 労 所 得	5,775,986	6,025,647	249,661
個人業主所得	3,188,979	3,312,180	123,201
個人賃貸料所得	248,959	286,400	37,441
個人利子所得	461,455	531,880	70,425
法 人 所 得	1,814,675	1,924,496	109,821
官公事業剰余等	163,094	172,495	9,401
海外からの純所得	△ 44,828	△ 44,828	0
政府と消費者の負債利子	103,868	103,868	0
分 配 国 民 所 得	11,504,452	12,104,402	599,950
営 業 余 剰	5,728,466	6,078,755	350,289

注) ここで営業余剰とは分配国民所得より勤労所得を除いたもの。

(100万円)

35 歴年			
	現 行 A	改 訂 B	B - A
農 業	1,283,842	1,296,491	12,649
林 業	227,067	375,342	148,275
水 産 業	267,663	206,307	△ 61,356
鉱 業	202,084	199,547	△ 2,537
建 設 業	686,075	696,860	10,785
製 造 業	3,463,451	3,563,432	99,981
卸 小 売 業	1,850,202	1,931,979	81,777
金融保険不動産業	833,372	908,313	74,941
運輸通信その他公益様	1,134,274	1,135,989	1,715
サ - ビ ス 業	1,152,617	1,312,114	159,497
公 務	448,633	522,856	74,223
国内国民所得	11,549,280	12,149,230	599,950
海外からの純所得	△ 44,828	△ 44,828	0
国 民 所 得	11,504,452	12,104,402	599,950

35年度年I Oとの調整の結果、3月5日現在の改訂案は上表のとおりである。

改訂の内容については、2以下を参照されたいが、概ね次のとおりである

- (1) 勤労所得；ア、賃金俸給より差引く重役俸給の改訂、イ、サービス業賃金の改訂、ウ、公務賃金の改訂、エ、規模別事業所別人員のウエイトの改訂、オ、農林水産業についてはI Oの数値を採用、等の理由により約2497億円の増。
- (2) 個人業主所得；ア、農林水産業についてI Oの数値（個人業主所得に相当するもの以外は除く）を採用、イ、それによる自家加工分の脱税の調整等の理由により約1232億円の増。
- (3) 個人賃貸料所得； 非営利団体賃貸料および公営給与住宅帰属家賃の追加等により約374億円の増。
- (4) 個人利子所得； 個人預金利子、農協、漁協、損害保険帰属利子、非営利団体利子の追加等により約704億円の増。
- (5) 法人所得； 退職金、同年金の支払、家計又は対家計サービス非営利団体への寄付金（損金不算入寄付金については調整）の追加等により約1098億円の増。
- (6) 官公事業剰余等； 賃貸料所得に属する地方分公営住宅使用料の追加により約94億円の増。

ただし、この分を「官公事業剰余等」に属させるか否かについては検討を要する。

2. 農業自家加工分の推計について（個人業主所得関連）

○ 35年度 農家経済調査 全国一戸当り農業粗収益より

稲わらおよび加工品	2,868円	
麦稈および加工品	133	
農業雑収入	5,014	
計	8,015	2.27%
農業粗収入合計	352,762	100.0%

○ 農林省 I O表より

農業投入総額

$$2,132,527 \text{ 百万円} \times 2.27\% = 48,408$$

○ 農業粗収益及び経営費より

農業雑収入 A	5,014円
農業雑支出 B	455
A - B C	4559
C/A	90.9%

$$48,408 \text{ 百万円} \times 90.9\% = \underline{\underline{36,731}}$$

3. 個人業主所得のうち水産業の検討

素干、塩干、煮干、くんせい、塩ぞく魚貝類およびのりについてI、Oと比較調整する。

NIは工業センサスを資料として使用。

I、O、NI 共生産額で比較し、所得率はNIの生産所得推計における漁家の経営状況から求めた。

	千ものくんせい等 百万円	のり	合計
I・O	48,303	20,448	68,751
N・I	30,574	9,865	40,439

$$I \cdot O > N \cdot I \quad 28,312 \quad \text{百万円}$$

所得率は30～33年までの4年間の平均43.7%をとる。

従って

$$28,312 \quad \text{百万円} \times 43.7\% = 12,372 \quad \text{百万円}$$

----- 個人業主所得におけるNIの過少額。

4. 財産所得（賃貸料、利子所得等関連）

(1) はじめに

現行分配所得の構成項目から財産所得として分離して取扱うるものについて一括検討するとすれば、法人所得に計上されている個人配当所得は別として、個人賃貸料、利子所得、官公事業剰余等の政府の賃貸料、利子所得、海外からの純所得、政府と消費者の負債利子が掲げられる。

このうち海外からの純所得、政府と消費者負債利子は少額であるし、産業連関との統合では重要性が乏しいので省略する。

また従来推計されていなかった項目として非営利団体の財産所得、公営給与住宅の帰属家賃、政府の帰属利子等が掲げられるが、その取扱いについては未定であるので、ここで暫定的にとりあげることにした。

なお参考までに諸外国の分配国民所得において財産所得として取扱われている項目を抜粋するとつぎのとおりである。

国 連

Account. 2	Table 4	構 成 項 目
2.3	3	<p><u>家計および民間非営利団体が受取る財産所得</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配当を含み、帰属利子および帰属家賃も取扱われている。 ○ 民間非営利団体の財産所得は振替所得として取扱われている。
2.6	6	<p><u>一般政府の企業および財産からの所得</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財産からの所得には配当を含み、政府の帰属賃賃料も取扱われる。
2.7 ~ 2.8	7~8	<p><u>政府と消費者の負債利子</u></p>

米 国

Table 1	構 成 項 目
5	<p><u>個人賃賃料所得</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人にサービスを提供する民間非営利団体の賃賃所得も取扱われる ○ 帰属家賃も取扱われている
13	<p><u>純利子</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人にサービスを提供する民間非営利団体の純利子も取扱われる。 ○ 貨幣利子のほかに、帰属利子も取扱われている。 ○ 政府利子所得も計上される。
	<p>英 国</p> <p><u>賃賃料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ グロスベースで把握されている。 ○ 個人賃賃料所得のほか、政府の賃賃料所得も取扱われている。 ○ 政府の帰属賃賃料も推計されている。
	<p><u>海外からの財産所得</u></p> <p>控 除</p> <p><u>海外への財産所得</u></p>

(2) 分配国民所得 (35 歷年)

項 目	改訂事項			增 B - A	減 C - B
	現 行 A	第一次改訂 B	第二次改訂 C		
○ 貸貸料所得關係					
(1) 田畑小作料	257,301	291,617	304,143	34,316	12,526
(2) 地代家賃	9,050	9,050	9,050	0	0
(a) 住宅所有	236,870	236,870	236,870	0	0
(b) その他	236,870	236,870	236,870	0	0
(3) 無体財産權使用料	0	0	0	0	0
(4) 非営利団体貸貸料	3,039	3,039	3,039	0	0
(5) 政府貸貸料	0	0	3,125	-	3,125
(a) 住宅所有	8,342	8,342	17,743	0	9,401
(b) その他	-	-	10,000	-	9,401
(6) 公營給与住宅歸屬家賃	-	-	7,743	-	0
(7) 公營給与住宅歸屬家賃	0	34,316	34,316	34,316	0
○ 利子所得關係					
(7) 個人預貯金利子	534,486	619,486	627,141	48,100	7,655
(a) 貨幣利子	374,087	381,787	398,307	7,700	16,520
(b) 歸屬利子	262,500	262,500	279,020	0	16,520
(8) 有価証券利子	111,587	119,287	119,287	7,700	0
(9) 信託保險利子	8,913	8,913	8,913	0	0
(a) 貨幣利子	78,455	118,855	118,855	40,400	0
(b) 歸屬利子	25,909	25,909	25,909	0	0
(10) 非営利団体利子	52,546	92,946	92,946	40,400	0
(11) 政府利子	0	0	5,805	-	5,805
(a) 貨幣利子	73,031	109,931	95,261	36,900	14,670
(b) 歸屬利子	73,031	73,031	73,031	0	0
(c) 歸屬利子	0	36,900	22,230	36,900	14,670
○ 合計貸貸料・利子所得關係	791,787	911,103	931,284	119,316	20,181
個人貸貸料所得 (1)+(2)+(3)+(4)+(6)	248,959	248,959	286,400	0	37,441
個人利子所得 (7)+(8)+(9)+(10)	461,455	509,555	531,880	48,100	22,325
個人歸屬利子 (7)(b)+(9)(b)	164,133	212,233	212,233	48,100	0
住宅所有 (2)a+(5)a+(6)	-	-	281,186	-	-
(10) 住宅所有	-	-	(278,538)	-	-

増 減 理 由	現 行 構 成 項 目	備 考
<p>○ 賃貸料所得関係</p> <p>(5) 政府賃貸料 地方分の公営住宅使用料 2401.364 千円を追加した。なお財政勘定では個人税税外負担の使用料その他に含まれている。</p> <p>○ 利子所得関係</p> <p>(7) 個人予貯金利子 社内予金利子を計上したことによる。</p> <p>(11) 政府利子 計数整理により帰属利子が減少したことによる。</p>	<p>個人賃貸料</p> <p>個人賃貸料</p> <p>-</p> <p>個人賃貸料</p> <p>新 規</p> <p>官公事業剰余 等および個人税 税外負担</p> <p>新 規</p> <p>個人利子所得</p> <p>-</p> <p>個人利子所得</p> <p>個人利子所得</p> <p>-</p> <p>新 規</p> <p>新 規</p> <p>官公事業剰余等</p> <p>新 規</p>	<p>賃貸料所得関係</p> <p>(2) 地代家賃</p> <p>(6) その他は事業および産業用貸付分。現在は脱漏している。</p> <p>(4) 非営利団体賃貸料 非営利団体を除く、個人賃貸料、利子の構成で按分した。</p> <p>(5) 政府賃貸料 帰属(約 536 億円)は、取扱わない。また住宅所有と見做されるものとしては、一般会計---公務員宿舍貸付料 561.5 億円 寄宿料 36.9 千円 地 方---公営住宅使用料 2401.364 千円 があるが地方分である公営住宅使用料は現行では取扱われていない。</p> <p>(6) 公営給与住宅帰属家賃 個人賃貸料所得に計上した。</p> <p>○ 利子所得関係</p> <p>(7) 個人予貯金利子</p> <p>(9) 信託保険利子は総合部会の検討による帰属利子の脱漏項目と社内予金利子を取扱った。</p> <p>(10) 非営利団体利子----賃貸料と同様。</p> <p>(11) 政府利子 予金基準で政府帰属利子を計上したため、資金運用部その他政府出資金融機関の帰属利子(約 60 億円)は除いた。</p>
		<p>等一次改訂では公営給与住宅帰属家賃を除く。</p>

(3) 産業別所得における増加項目（対現行）

(100万円)

産業分類	構成項目	非営利団体賃貸料					公営給与住宅帰属家賃						個人利子所得						
		増加		推計方法		向題点		増加		推計方法		向題点		増加		推計方法		向題点	
		I	II	I	II	I	II	I	II	I	II	I	II	I	II	I	II	I	II
農業		-	-	-	個人 賃貸料 として 取扱つ たため 不動産 業に計 上した。	-	帰属 分が無 視され ている。	0	-	産業 連関で は営業 余利に 取扱つ ている ので、 暫定的 に法人 所得と して取 扱ひ法 人所得 の産業 別構成 比で按 分した。 なお 総額の 推計方 法につ いては 次項参 照のと 。	個人 所得で 個人賃 貸料所 得とし たため 不動産 業所得 として 取扱つ た。	SN A方式 により 「住宅 所有と して取 扱ひこ とも考 えられ る。	2,213 (4.6)	3,240 (4.6)	金融 機関の 業種別 貸出残 高の構 成で分 割した。 ○農協 組 ○漁協 組 (2億) ○損保 (16億) ○郵便 年金簡 易保険 (388億)	分割 方法は 右と同 じ。	社内 子金利 子 (165億) 非営 利団体 利子 (58億) 互追加。	当計 数は資 料的に 難点が ある。	帰属 との関 係で問 題があ る。
林業		-	-	-		0	-					96 (0.2)	141 (0.2)						
水産業		-	-	-		171 (0.5)	-					722 (1.5)	1,056 (1.5)						
鉱業		-	-	-		446 (1.3)	-					962 (2.0)	1,409 (2.0)						
建設業		-	-	-		1,064 (3.1)	-					1,395 (2.9)	2,042 (2.9)						
製造業		-	-	-		17,844 (52.0)	-					20,490 (42.6)	30,001 (42.6)						
運通公益事業		-	-	-		3,226 (9.4)	-					5,147 (10.7)	7,535 (10.7)						
卸売小売業		-	-	-		6,246 (18.2)	-					12,938 (26.9)	18,944 (26.9)						
金融・保険 不動産業		-	3,125	-		4,598 (13.4)	34,316					1,443 (3.0)	2,113 (3.0)						
サービス業 その他		-	-	-		721 (2.1)	-					2,674 (5.6)	3,944 (5.6)						
合計		-	3,125	-		34,316 (100.0)	34,316 (100.0)					48,100 (100.0)	70,425 (100.0)						

産業 分類	構成 項目	政府帰属利子所得						政府貸貸料所得						対現行増加額	
		増 加		推 計 方 法		問 題 点		増 加		推 計 方 法		問 題 点		I	II
		I	II	I	II	I	II	I	II	I	II				
農 業		1,365 (3.7)	(3.7)	○官公事 業利息等の 産業別の構 成比で分 割した。	○市中金 融機関分 を前数整理 した。	米国では 個人利子 所得に計 上している。	個人利 子所得には 計上せず財 政で訂上問 題を取扱つ こととした。	-	348 (3.7)	-	財政で は税外収 入として 取扱われ ているが 分配では 脱漏して いると見 られる。	SNA 方式に従 つて「住 宅所有」 と取扱つ ことも考 えられる。			
林 業		480 (1.3)	(1.3)					-	122 (1.3)	-					
水 産 業		296 (0.8)	(0.8)	○市中金 融機関 (163億)				-	75 (0.8)	-					
鉱 業		407 (1.1)	(1.1)	○日銀 (206億)				-	103 (1.1)	-	公営住 宅使用料。				
建 設 業		554 (1.5)	(1.5)					-	141 (1.5)	-	政府帰 属利子と 同様産業 分割した。				
製 造 業		8,376 (22.7)	(22.7)					-	2,134 (22.7)	-					
運通公益事業		5,756 (15.6)	(15.6)					-	1,467 (15.6)	-					
卸売小売業		3,911 (10.6)	(10.6)					-	977 (10.6)	-					
金融・保険 不動産業		14,686 (39.8)	(39.8)					-	3,741 (39.8)	-					
サービス業 その他		1,070 (2.9)	(2.9)					-	273 (2.9)	-					
合 計		36,900 (100.0)	22,230 (100.0)					-	8,401	-			119,316	139,497	

(4) 公営給与住宅帰属家賃の検討

(ア) 問題点

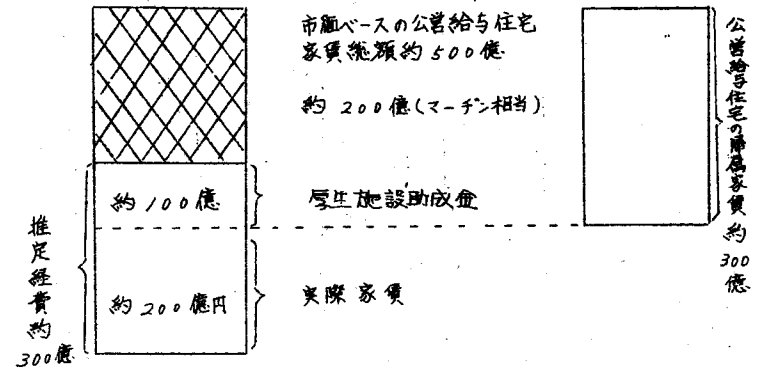
住宅を所有し、賃貸を業として採算制をとっている住宅会社とは別に、住宅を所有するが、賃貸を業としない住宅公団や住宅公社、都道府県営住宅、給与住宅（公務員宿舎、社宅等）においては、その居住者は政府や会社等の住宅所有者に対して市価より低れんな家賃を支拂っている。従って個人消費支出では、その *welfare* を測定するための市価ベースで推計を行なったことに伴って、従来の公営住宅の実際家賃（35年約200億）は市価ベースの総家賃では（35年約500億）となった。

いまこの総額に個人所有住宅の総家賃に対する減価償却等の諸経費割合を調整して約60%を乗ずると（35年約300億）になり、これから公営給与住宅の実際家賃（35年約200億）を控除すれば（35年約100億）となるが、この部分が大体政府や会社が厚生施設助成費として補助金等行政費や厚生費で賄っているものと見ることが出来る。

このうちどれだけが現行国民所得推計で勤労所得、減価償却等で把握されているかの判定は可成り困難であるが、この問題は別として、ここで取扱わねばならない所得部分は、市価ベースの公営給与住宅の家賃総額（35年約500億）から実際家賃は（35年約200億）を控除した帰属部分（35年約300億）とこれから厚生施設等助成金（35年約100

億）を控除したマージン部分（35年約200億）である。

これを図解してみると斜線部分がマージン部分としてあらわれる。



この帰属部分については、個人の持家住宅の帰属家賃とは違って、市価家賃と実際家賃との差額である点に特色があり、実際家賃についても雇用関係や抽せん等行政的傾向が濃厚であつて、民間持家と同列に扱われるべきか否かについて可成り問題がある。（注1）

(イ) 取扱い

いま総合部会提案の表章形式やSNA方式に従って住宅所有業者（注2）を公営給与住宅に適用すれば、その住宅用役の提供によって、居住者からの実際家賃収入400、厚生施設等助成費100のほか、マージン部分500、合計1000

の家賃収入が計上されることとなる。

また支拂則には、減価償却等諸経費 500 が計上される結果、法人（公法人を含む）帰属賃貸料所得 500 が差額として計上される。

この住宅所有産業を中核として、全体の簡単なバランスを仕組んでみると、大体次の二つの取扱いが想定される。

○ 第一の取扱い

個人に実際家賃支拂のみを計上する場合

住宅所有産業（法人）

減価償却等諸経費 500	家賃収入：1000
法人賃貸料所得（帰属） 500	実際家賃収入 400
	厚生施設等助成費 100
	帰属家賃収入 500
1000	1000

建設業

賃金 450	500 住宅建設
厚生施設等助成費 50	
法人帰属賃貸料 250	法人帰属賃貸料 250
750	750

個人

実際家賃支拂 400	賃金 900
消費 500	
900	900

消費財産業

賃金 450	500 個人へ売上
厚生施設等助成費 50	
法人帰属賃貸料 250	法人帰属賃貸料 250
750	750

この場合には、住宅所有産業の法人賃貸料所得（帰属）500 は実際の所有者である建設業（法人企業）や消費財産業（一般政府および法人企業）が受取るものと擬制され、その結果分配国民所得では、法人企業は統合されて、その帰属賃貸料は、法人企業相互間の中間取引として除去され、消費財産業のうち一般政府のみが、住宅所有産業の法人帰属賃貸料の最終受領者となる。

いま一般政府の規模が、消費財産業取引全体の1割假定すれば、そのバランスは以下のとおりである。

一般政府

賃金 45	50 個人への売上げ
厚生施設等助成費 5	
法人帰属賃貸料 25	25 法人帰属賃貸料
75	75

○ 第二の取扱い

個人に *welfare* を考慮した市価ベースの家賃支持額を計上する場合である。

この場合個人所得のバランスを保たせるために、受取側に賃金 900、厚生施設等の助成費 100。

住宅所有産業からの帰属家賃受取 500 が計上される。

この取扱いでは住宅所有者は法人であるが、その用役の提供者は個人であるという特殊前提が必要であるが、その合理的説明については、今後の検討が必要であると思われる。

住宅所有産業(法人)

減価償却等諸経費 500	家賃収入 : 1000
個人賃料所得(帰属) 500	実際家賃収入 400
	厚生施設等助成費 100
	帰属家賃収入 500
1000	1000

建設産業

賃金 450	500 住宅建設
厚生施設等助成費 50	
500	500

個人

家賃支拂 支拂 1000	賃金 900	個人賃貸料
消費支出 支出 500	厚生施設等助成費 100	
	帰属家賃収入 500	
1500	1500	

消費財産業

債金	450	500	個人へ売上げ
厚生施設等助成費	50		
	500	500	

第ニ次改訂推計では第ニの立場から推計され、個人所得における個人賃貸料所得には厚生施設等助成費と、住宅所有産業からの帰属家賃受取と合計して公営給与住宅帰属家賃として計上したが、これには厚生施設等助成費といった他の部門からの移し替えによる帰属計算と、マージン部分の帰属計算といった異質的な帰属計算が含まれていることと、本来の持家住宅の帰属家賃所得とも性格に異なる点で、こゝでも可成り問題が残されている。

(注1) 国民経済計算調査委員会報告(二)個人消費支出ⅤⅡいわゆる「社用消費」と厚生施設の項で「同様の問題は福利厚生施設にも生ずる。——会社の社宅や寮をとくべつ廉価なレントで社員に提供した場合、ふつうのレントの差額を帰属レントとして追加し、これを所得面で“employee compensation”の一部として福利厚生費のなかに入れるかどうかという問題であった。」と記載されている。

(注2) 「住宅所有」についてはSNA方式で取扱われ、総合部会表章形式案でもとりあげられているが、SNA

では「住宅の使用から発生する所得が計上される。

その他の所得はすべてその所有権のいかんにかかわらず、その土地と建物を実際に使用している産業からの国内総生産にたいする寄与分に含まれる。」と規定している。なお「住宅所有」産業をたてていない国をみると、わが国以外では、アルジェリア、グアテマラ、ペルー、ローデシア、ニアサールランド連邦、タイ等数カ国にすぎない。

(ウ) 推計方法

33年の住宅調査をもとに推計された35年の個人消費支出地代家賃(帰属計算を含む)は509.242^{100万円}である。

この中には公営給与住宅が安い家賃で含まれており、これを推計すると20.573^{100万円}となる。

$$\frac{\text{公営給与住宅(33年)} / 5.500}{\text{総額(33年)} 383.759} = 0.0404\%$$

$$509.242 \times 0.0404 = 20.573$$

この20.573^{100万円}を家計調査(35年)による官公社宅家賃に対する借家の家賃の割合を乗じて実際家賃を推計すると54.889^{100万円}となる。

$$\frac{\text{借家} 1.718\%}{\text{官公社宅} 644\%} = 2.668$$

$$20.573 \times 2.668 = 54.889$$

この54,889^(100万円)は貸付家賃と実際家賃とが重複している
 ので、この重複を除くと帰属計算分がえられる。

$$54,889 - 20,573 = 34,316 \quad (100万円)$$

$$509,240 + 34,316 = 543,556 \quad (100万円)$$

(修正家賃地代支出総額)

(付) 社内子金利子の推計方法

労務管理の面あるいは運転資金の調達面で社内預金制度は大きな役割を果たしているが、労働金庫協会では東証、大証上場の第一部、第二部、1/65社について、有価証券報告書により調査を行なった。

36年9月30日現在における必要な計数をあげてみると、

社内子金総額 205,118,817 (千円)

(なお 32年 64,752,452 (千円) 34年 129,004,745 (千円))

社内貸付金総額 50,385,301 (千円)

子金金利の分布

6分、7分、8分、9分、10分、11分、12分
 13 2 26 21 54 26 14

13分、14分、15分、その他
 3 2 1

社内貸付金、使途別および金利状況

使途別金額 29,884,793 (千円)

住宅 24,069,000

① 結婚 1,055,277

② 育英 552,466

③ 生活 2,896,524

株式 1,000,848

④ 共済会 1,260,428

$$\text{消費資金} = \{ \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} \} = 4814.945$$

貸出金利の分布

無利息	0.5%まで	1%まで	1.5%まで
1.22	19	145	154
2%まで	3%まで	その他	
106	75	14	

社内予金総額

$$205,118,817 \text{ 千円} \times 10\% = 20,511,882 \text{ 千円}$$

消費者買債利子

$$4,814,945 \text{ 千円} \times 4.5\% = 216,673 \text{ 千円}$$

なお35年の計数は34年と36年の計数を直線補間して
もとめた35年の社内予金総額(167,061,481)と36年の
それとの割合を乗じて推計した。

$$20,511,882 \text{ 千円} \times \frac{167,061,481}{205,118,817} = 16,696,672 \text{ 千円}$$

(81.4%)

----- 社内予金総額

$$216,673 \text{ 千円} \times \frac{167,061,481}{205,118,817} = 176,372 \text{ 千円}$$

(81.4%)

---- 消費者買債利子

従って社内予金総額 16,520,300 千円 となった。

5. 法人所得

法人企業から「家計」または「家計へサービスを提供する非営利団体」の支出について検討した結果は次の通りである。

(1) 退職金、年金

法人所得の推計上、企業から退職者に対して支払われる退職金の取扱いについては、従来、青色申告法人で退職給与引当金の制度を採用している場合にのみ調整を加え、退職給与引当金の期中増加額を、法人の留保とみて法人所得に積み増しているに止まり、青色法人またはその他法人の支払額については、法人の経費として処理され、法人所得ないし他の分配国民所得から脱落していた。

この関係は、損金計上退職金額 = 期中積立金増加額(青色法人) + 支払額(青色法人の取消額 + その他法人の支払額)であるが、前回の所得部会の決定に基づき、期中積立金増加額は、従来通り法人の留保とみて法人所得に加算することとし、支払額のみを取り出す意味から次の推計を行った。

退職所得支払額 93,940 百万円

(昭和35年、源泉所得税表 --- 国税庁資料による)

法人分支払率 96.6%

個人業主分支払率 3.4%

(昭和35年、民間給与実態調査 --- 国税庁 --- の法人分給与支給額と給与支給総額の比)

$$\text{法人の退職手当支給額} = 93,940 \text{ 百万円} \times 0.966 = 90,747 \text{ 百万円}$$

なお、個人企業からの退取金支給額は僅少となったが、源泉徴収義務者とはならないが、退取金を支給している個人業主が考えられこの分は源泉所得税表に計上されていない。

年金については、退取手当と同様に処理するが、支払額はすべて法人のものとして推定して、10,743百万円の全額を計上する。

(2) 準備金、引当金

退取金、年金の処理と関連して、青色申告法人の価格変動準備金、貸倒準備金等の諸引当金が問題になるが、これらについて検討すれば次の通りである。

(ア) 価格変動準備金

洗い替え方式をとる準備金であり、純増額は損金算入増額に等しく退取給与引当金のように期中において社外に流出するものでもないから、従来通り準備金の増加額を法人所得に加算すればよい。

(イ) 湯水準備金

社外流出はなく従来通り、期中の増加額を加算すればよい。

(ウ) 違約損失補償準備金、輸出損失準備金

積立額も少額で損失発生件数も少く一部の企業に限られるので、期中の増加額を加算すればよい。

(エ) 貸倒準備金

退取給与引当金、価格変動準備金と同様に一般的な積立金で額も大きく、貸倒が発生すればその企業では損失となつて他企業または個人の所得に振替えられるので退取金と同様の

処理が望ましいが、退取金の場合の支払額のように全法人の貸倒金を把握する資料がない。(34年までは法人企業統計年報に掲載されていた。)

資本金1億円以上の法人について調査した資料によれば積立金の取り崩し(貸倒れの発生)があるため期中増加額の約1.3倍が実際には損金計上されている。これから計算すると120億円の貸倒れ損があつたものと推定されるが、国民所得上の処理としては、企業相互間は相殺されるものとして除外し、家計ないし家計にサービスする民間非営利団体分のみを区分して取り出す必要がある。従つて慎重に検討する必要がある。

(3) 寄附金

法人企業からの寄附金は税法上一定限度内は損金経理され税務資料を基礎に法人所得を推計している現行方式によれば、国民所得の推計上脱落している。これを「法人企業からの振替」分として処理するように前部会で決定されたので次の方法によつて算出した。

法人の決算書により1/25の平均抽出率によつて37年度分の寄附金の支払を調査した結果は、

指定寄附金	2,498百万円
試験研究所に対するもの	1,061 "
その他	2,963 "
損金不算入寄附金	2,913 "

計

23,435百万円

であった。

寄附金の支払先のうち企業にサービスを提供する非営利団体は企業とみなされ、これに対する寄附金の支払は企業間で相殺されるので、家計ないし家計にサービスを提供する民間非営利団体に支払った分のみを求める必要があるが、両者の区分をきめる資料がない。よって、家計ないし家計にサービスを提供する非営利団体分につき指定寄附金は私立学校等を多く含む関係から70%、他は50%として計算する。

これを35歴年に法人所得の増加率等で引き戻すと、

支 払 額 11,037百万円

損金不算入寄附金 2,706 "

となる。なお「法人企業から個人への振替」の項目を設け上記寄附金を組み入れたことにより損金不算入寄附金分は従来
の法人所得(法人留保)から減算する。